

○令和4年度保育所指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条	4
2	保育士の数について、保育士の配置は2名以上とすること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項	4
3	特定教育・保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条第1項	1
4	保育士として勤務させる場合は、保育士証を確認すること。	児童福祉法第18条の18	1
5	施設の見やすい場所に重要事項を掲示すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条	4
6	消火訓練を毎月実施すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項	4
7	保育の課題等を見据えて研修計画を作成し、計画的に研修を実施すること。	保育所保育指針解説第5章4(1)	16
8	苦情処理体制の仕組みを構築するため、第三者委員を設置すること。	「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	6
9	「日曜日」、「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日」及び「12月29日から翌年の1月3日までの日」以外の完全休所日について、保育所設置の趣旨を踏まえ、保育需要を調査の上、需要に応じた保育を実施すること。	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」	8

○令和4年度幼保連携型認定こども園指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	消防計画を作成し、防火管理者を定め、消防署長に届出ること。	消防法第8条	2
2	外部からの不審者等の侵入防止のための訓練を行うこと。	学校保健安全法第29条2	4
3	業務管理体制の整備に関する事項について届け出ること。	子ども・子育て支援法第55条	2
4	幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第23条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第23条第1項	10
5	園内の研修計画を作成し、研修を実施すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項	1
6	全施設職員に対して、人権擁護に関する研修を実施すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条	1